

国立市暴力団排除条例

平成25年12月25日条例第42号

国立市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民等の生活や事業活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって市民等の安全及び安心が脅かされることのないよう、国立市(以下「市」という。)における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定め、もって市民等の安全で平穏な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (5) 事業者 事業(その準備行為を含む。以下同じ。)を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (6) 暴力団排除活動 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民の生活又は市の区域内の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除活動は、暴力団が市民の生活及び市の区域内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団を恐れずに、暴力団と交際しないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等及び警察その他の関係機関の連携及び協力により推進されるものとする。

(適用上の注意)

第4条 市は、この条例の規定を適用するに当たって、市民等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（次条において単に「基本理念」という。）に基づき、市民等の協力を得るとともに、市の区域内を管轄する警察署その他関係機関（以下「警察等」という。）との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を推進するものとする。

（市民等の責務）

第6条 市民等は、基本理念に基づき、次に掲げる行為を行うよう努めるものとする。

（1）暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、警察等に当該情報を提供すること。

（2）市が実施する暴力団排除活動に関する施策に参画し、又は協力すること。

（3）暴力団排除活動について、自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

（不当要求行為に対する措置）

第7条 市は、暴力団関係者から市の職員に対して法第9条第21号から第27号までに掲げる行為（同条第25号に掲げる行為を除く。）その他の不当な要求があったときは、これを拒否するとともに、適正かつ円滑な職務の執行を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

（市の事務事業に係る暴力団排除措置）

第8条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、市が締結する売買、賃借、請負その他の契約（以下「市の契約」という。）及び公共工事における市の契約の相手方と下請負人との契約等市の事務又は事業の実施のために必要な市の契約に関連する契約に関し、当該市の契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者（第15条において「契約の相手方等」という。）が暴力団関係者でないことを確認するなど、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

（給付金の交付等における措置）

第9条 市長又は教育委員会は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付又は貸付金の貸付け（第15条において「給付金の交付等」という。）が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものと認めるときは、当該給付金又は貸付金について定める他の条例等の規定にかかわらず、当該給付金の交付等の決定をせず、又は決定を取り消すことができる。

（市が設置する公の施設における措置）

第10条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者をいう。）は、市が設置する公の施設の利用者について、当該公の施設を使用させることが暴力団の活動を助長し、又は運営

に資することとなるものと認めるときは、当該公の施設の使用について定める他の条例等の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の承認をせず、又は承認を取り消すことができる。

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第11条 暴力団事務所(暴力団の活動の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。)は、市内にこれを開設し、又は運営してはならない。

(広報及び啓発)

第12条 市は、市民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、警察等と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

(市民等に対する支援)

第13条 市は、市民等が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、警察等と連携し、市民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(青少年の教育等に対する措置)

第14条 青少年(18歳未満の者をいう。以下この条において同じ。)の教育又は育成に携わる者は、青少年が、暴力団が市民の生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けることのないよう、青少年に対し、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、青少年の教育又は育成に携わる者が前項に規定する措置を円滑に講ずることができるよう、警察等と連携し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(意見聴取等)

第15条 市は、第8条の契約の相手方等、第9条の給付金の交付等を受ける者及び第10条の公の施設の利用者が暴力団関係者に該当するか否かについて、警察の意見を聴くことができる。

2 市は、第8条の契約の相手方等、第9条の給付金の交付等を受ける者及び第10条の公の施設の利用者について、警察が暴力団又は暴力団関係者が関与するおそれがあると認める場合又は関与していると認める場合は、警察から当該情報の提供を受けることができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。